

# 憲法を考える(3)

富山短期大学名誉教授 川中清司

## 第二章は九条 戦争の放棄だけ

日本国憲法は「一章一〇三条からなる。そのうち第二章は第九条「戦争の放棄」の一つの条文だけである。その第一項に「日本国民は（一部省略）國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、

國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とある。

第二項には「前項の目的を達す

るため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と明示されている。このなかの「戦力」や「交戦権」の解釈をめぐって、時代とともに大きく変化してきた。

### 自衛隊の任務 侵略からの防衛

昭和二年に吉田茂首相は国会で「憲法は自衛権も放棄した」と答弁したが、昭和二七年に保安隊に組織替えしたときには「戦力」に当たるかどうか。歴代の政権は、拡大解釈を繰り返してきた。

### 日米安保条約が土台

昭和二一年に吉田茂首相は国会で「憲法は自衛権も放棄した」と答弁したが、昭和二七年に保安隊に組織替えしたときには「戦力」に当たるかどうか。歴代の政権は、拡大解釈を繰り返してきた。

憲法違反ではない」と述べている。さらに昭和四七年に入ると「戦力とは、自衛のため必要な最小限度を超えるもの」とし、平成六年に自社連合政権の村山富市首相は、「自衛隊は憲法違反ではない」と明確に打ちだした。

昭和二七年に保安隊に改組され、警察予備隊は海上自衛隊となり、航空自衛隊も発足した。昭和三五年には新安保条約が結ばれ、新たに日米両国間の共同防衛義務が強化された。

### 米軍の要請で警察予備隊発足

自衛隊は昭和二五年、朝鮮戦争を戦ったアメリカの要請によつてできた。在日米軍七万五〇〇〇人が朝鮮に出兵したが、それに代わって日本国内の治安維持を担う役割を背負わされて「警察予備隊」として発足した。

その実体は軍事組織であり、「形だけ『警察』と呼びたい」と揶揄された。東西冷戦が激しくなるなかで、アメリカはソ連の日本侵略を恐れていた。こうした情勢のなかで、米軍の指示で政令によつて日本国憲法はつくられた。

### 朝鮮戦争とアメリカ参戦

終戦直後の朝鮮半島は、北緯三八度線を境に、北はソ連が南はアメリカが支配していた。昭和二五年六月に突然、北朝鮮の大軍が韓国に攻め込み、南端の釜山まで進撃した。

アメリカ軍（連合軍）が反撃に移り、仁川上陸作戦を展開してソウルを奪還、一〇月に三八度線を突破し、一一月には国境に迫った。しかし、中国義勇軍二〇万人の反撃にあい、五一年一月に連合軍がソウルを放棄したが、三月には奪還した。

こう着状態に陥り、七月にはソ連の仲介で休戦会談を開始した。

昭和二八年七月、北朝鮮、中国、国連（アメリカ）間で休戦協定が調印された。

## 今も続く朝鮮半島の紛争

朝鮮戦争の被害は大きく、死者は南北朝鮮で四〇〇万人、中国一〇〇万人、米軍六万三〇〇〇人におよび、離散家族は一〇〇〇万人を超えた。

忘れてならないのは、この戦争は休戦中のままで今も終わっておらず、南北間の緊迫した情勢は現在も続いているのだ。

北朝鮮の核開発やミサイル攻撃が続き、拉致問題も未解決のままで、国際的な緊張を醸し出している。

朝鮮戦争で北朝鮮を支援した中国は、今もその姿勢を崩しておらず、アジアの緊張は高まつたままだ。

## 侵略に対し国の防衛が目的

自衛隊の目的は「外部の侵略に対する、わが国の防衛」であり、自衛隊法第三条に明記している。「侵略」とは、外国の軍隊が日本に攻めてくることだ。侵略を防ぐ

「自衛権」には「個別の自衛権」と「集団的自衛権」がある。

前者は、自国が他国から攻撃されたときに自国を守る権利であり、若者たちが血を流しているのに、同じく、攻撃してきた国と戦う権利だ。国連も加盟国の自衛権を認めている。

## 国連憲章が認める自衛権

国連憲章五一条では、国連加盟国が、どこかの国から武力攻撃を受けたときは、国連が国連軍を派遣するなどの措置を講ずることや、同盟国と團結して反撃することを妨げないと定めている。

これに対して日本は、憲法第九条によって戦力を持たないため、「個別の自衛権」を貫いて「専守防衛」を守ってきた。だが周囲の情勢が変化するなかで、次第に国際貢献する上で自衛隊を使おうとする動きが強まつた。

## 湾岸戦争で高まる国際貢献

平成三年に湾岸戦争が起り、日本はアメリカや多国籍軍に約一

三〇億ドル（一兆五五〇〇億円）の財政支援をした。

だが、自衛隊を派遣しなかつたことで評価されず、「われわれの若者たちが血を流しているのに、中東の石油で利益を受ける日本は金を出すだけか」とアメリカから強い非難を受けた。

これを契機に「国際貢献のために、日本は何ができるのか」という議論が高まつた。

医療援助や技術指導など、武器を伴わない平和のための支援活動の展開を主張する声と同時に、自衛隊の海外での活動を可能にするための、憲法改正を求める政治家も増え始めた。

## PKO協力法で自衛隊派遣

平成四年にアメリカの求めに応じて、国連平和維持活動に参加する「PKO協力法」が成立した。

①紛争当事者間が停戦合意し、日本の参加を同意

②中立的立場の厳守

③武器使用は要員の生命保護など

④以上のいずれかが満たされなくなった場合の即時撤退

ることとなつた。

平成四年に、東南アジアのカンボジアを皮切りに、平成五年にアフリカのモザンビーク、平成六年にルワンダとカンボジア、平成八年に中東のゴラン高原、平成二一年には東ティモールなどへの派遣が続いた。

同時多発テロから支援加速

平成一三年九月一一日にアメリカで同時多発テロが発生。

一〇月八日、米軍がアフガニスタンのタリバン政権へ報復攻撃を開始した。日本は「テロ対策特別



インド洋での給油支援・2001～10年に実施

出典：フリー百科事典

措置法」を制定して、戦闘が行われない場所での自衛隊の支援活動を可能にした。平成一五年には「イラク復興支援特別措置法」が成立し、米軍の攻撃で混乱するイラクでの、自衛隊による復興支援活動が平成二一年まで続いた。

海上自衛隊のペルシャ湾での機雷掃海や、平成一九年一〇月アフガニスタン戦争でインド洋での給油活動など、日米同盟を意識した自衛隊海外派兵が続いている。

### 非常事態に備え有事法制が成立

平成一五年六月、当時の小泉内閣において、「武力攻撃事態対処法・三法」と「有事関連法・七法」の「有事法制」が成立した。有事とは、暴動や戦争などの非常事態であり、有事法制はいわば戦争時の法律だ。

### 法制局が解釈改憲

この法制では、戦争などの際に、自衛隊の活動を保障し、一般国民の権利を制限するもので、テロや北朝鮮の軍隊が攻めてきた場合の非常事態に対応して備える。

これまでには有事法がなく、自衛隊が防衛出動を命じられても、道路交通法や建築基準法、公園法などに制約されて、部隊の移動や構築も制約される状況だった。

### 国民の権利制限

だが、非常事態でこの法律を実施すれば、国民の権利が大幅に制約される事態が起ることは否めない。防衛大臣が攻撃を予想しただけで、土地や人、物の強制収容が可能となつておらず、収容物の米軍への提供の制限の明文がなく、個人の財産権や基本的個人権が大きく制約されかねない。

法律のねらいは、戦時体制での官民の動員にあり、有事が発令されると、攻撃や災害の有無にかかわらず、多くの公共サービスや民間企業が、自衛隊や米軍に優先され、日常生活が圧迫されるおそれは十分にある。

### 海外任務へ拡大

平成二六年七月には憲法解釈を変更して、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行なった。

さらに平成二七年九月、自衛隊の海外での任務を大幅に広げる「安全保障関連法（安保法）」を成立させた。委員長席を多数の議員が覆いかぶさり、議決を阻止するなど、国会審議は紛糾した。

公聴会でも、多くの憲法学者が反対し、連日数万人が国会を取り巻き、法案阻止を訴えたが、平成二八年三月末に施行した。平成二七年には、日米防衛協力のための指針（通称ガイドライン）も再改訂し、世界規模で米軍を支援できる枠組みを整えた。

### 安保法の事態と対応

政府の法律解釈を担う内閣法制局は、「日本は個別的自衛権も、集団的自衛権も持っている」が、憲法九条で戦争を放棄しているので、他国を応援する戦争はでき

ない」、「集団的自衛権は持っていない」、「使えるない」という解釈を保つてきた。

だが、平成二五年に新しい長官を任命し、集団的自衛権を認める、いわゆる「解釈改憲」に変えた。

平成二六年七月には憲法解釈を変更して、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行なった。

さらに平成二七年九月、自衛隊の海外での任務を大幅に広げる「安全保障関連法（安保法）」を成立させた。委員長席を多数の議員が覆いかぶさり、議決を阻止するなど、国会審議は紛糾した。

#### ●重要影響事態

まだ日本に直接の武力攻撃は発生していないが、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態をいう。日本への波及を防止するため、武力行使を伴わない米軍などの後方支援を可能にしている。旧周辺事態法を改正した。

#### ●存立危機事態

わが国と密接な関係にある国が攻撃され、そのまま放置すれば、日本が直接攻撃された場合と同様の恐れがあり、日本の存立や国民の生命などが守れない死活的かつ、深刻な事態であり、ほかに手段がない場合、必要最小限度の武力行使を可能としている。

#### ●武力攻撃事態

武力攻撃事態法の「有事の概念」で、日本が外部から武力攻撃を受けている状態。または明らかに武

## ●グレーゾーン事態

平和と有事の中間にある状態をさす。武力攻撃を受けてはいないが、警察権だけでは対応できず、国家の主権が侵害される事態だ。

領海に侵入した外国の潜水艦が退去命令に応じず、航行を続ける場合や、漁民を装った武装集団が離島へ上陸した場合が、これに当たる。

安保法では、非政府組織関係者らが武装集団に襲われた場合、救出に向かう「駆けつけ警護」など

任務実行のための武器使用も可能にし、「宿営地の共同防衛」も認められた。

## 駆けつけ警護で武器使用

今年七月に自衛隊が駐留する南スレーランで、政府軍と反政府軍の大規模な武力衝突が起こった。戦車が行き交い、ヘリからの攻撃もあり、死者二七〇人を超えた。

首都ジュバの自衛隊の宿営地から一〇〇メートルのビルで銃撃戦があつた。

自衛隊は戦闘の危険にさらされており、今後、駆けつけ警護と宿営地の共同防衛などの任務を与付与されるかが注目される。

日本は集団的自衛権の行使で、どのようなデメリットが生じるのだろうか。相手国のターゲットにされて紛争に巻き込まれたり、報復テロが日本で起きる危険も増える。

日本は、よりも同盟国アメリカが、起ころる戦争に、自衛隊の派遣といふ形で参加しなければならない可能性も否定できない。

アメリカの無謀な戦争に付き合わされる可能性はないのか。他国

| 安全保障法制の事態と対応 |                                       |                            |
|--------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 事態           | 自衛隊の対応                                | 主な法律・運用                    |
| グレーベン事態      | ・米軍などの艦艇・航空機の防衛<br>・尖閣諸島など離島の不法占拠への対応 | ・自衛隊法を改正<br>・電話閣議で迅速な自衛隊出動 |
| 重要影響事態       | ・地球規模で他国軍を後方支援<br>・弾薬の提供              | ・重要影響事態法を制定(周辺事態法を改正)      |
| 存立危機事態       | ・ホルムズ海峡で機雷掃海<br>・弾道ミサイル防衛             | ・武力攻撃<br>・存立危機事態法を制定       |
| 武力攻撃事態       | ・日本への直接的な武力攻撃への対応                     | ・自衛隊法を改正                   |

時事通信(2015年5月)記事から修正引用

任務実行のための武器使用も可能にし、「宿営地の共同防衛」も認められた。

今年七月に自衛隊が駐留する南スレーランで、政府軍と反政府軍の大規模な武力衝突が起こった。戦車が行き交い、ヘリからの攻撃もあり、死者二七〇人を超えた。

首都ジュバの自衛隊の宿営地から一〇〇メートルのビルで銃撃戦があつた。

自衛隊は戦闘の危険にさらされており、今後、駆けつけ警護と宿営地の共同防衛などの任務を与付与されるかが注目される。

## 根強い九条を守れの声

暴力の行使をせず「専守防衛」に徹するという理念は、日本国民

の間に深く根付いている。先の戦争で日本人だけで三一〇万人、内外では一〇〇〇万人を超す膨大な犠牲を出した。

## 集団的自衛権へ反対意見

憲法の平和主義は、この戦争に對する痛恨を込めた反省に基づく誓いであり、切実な悲願であった。かつて戦争を経験した八〇歳以上の年代では、戦争で肉親を失い、家を焼かれ窮乏の中を生き抜いた体験から、戦争絶対反対、九条の絶対保持の意志が強い。

九条があるおかげで、平和が続き海外からも信頼されてきた。

## 賛成意見 防衛体制の強化

政府自民党は「積極的平和主義」を掲げて、防衛体制の強化を推進する。世論では部分的に賛成意見もみられ、その理由は、

①従来の見解とも、一定の整合性を維持した合理的な範囲の解釈変更だ。

②憲法学者らの主張は、現実と乖離している。PKOも当時は反対が多くたが、その後は理解、支持されている。

③平和外交と並行して、防衛体制も強化すべきだ。

④抑止力が向上すれば、武力衝突

は起きにくくなる

- ⑤エネルギー確保は、日本の生命線であり、万が一に備えて選択肢を確保すべきである。

## 防衛費五兆円を突破

自衛隊は軍隊ではないと言いながら、防衛費はアメリカ、ロシアなどに次ぐ、世界五位の組織となつた。

事実上、外国では自衛隊を軍隊と認めており、かつては防衛費を抑えて国内外からの軍事大国との批判をかわし、昭和五一年には、三木武夫内閣がGDPの一%以内とする基準を定めた。

当時は経済成長を続け、防衛費も増加した。平成二八年度予算の防衛費は五兆円を突破し、三年連続で増加した。

中国の海洋進出を踏まえ、周辺海空域での安全性を確保し、潜水艦を警戒監視する哨戒機や、島々を防衛するためのオスプレイなどの調達が必要となつた。

## 緊迫した情勢に備える行動

日本が置かれている現状は、北朝鮮の核ミサイルの脅威、中国艦

船の尖閣諸島や周辺海域の出没など、「我が国を脅かす勢力が差し迫った状態」に至る懸念が大きい。平和維持のために、外交交渉など、あらゆる面で力を注ぐのは当然であり、現に最大限の努力は重ねられている。

しかし、国家としては万が一事態に備え、防御態勢を敷き実力も法体制も万全を期す必要がある。そのための立法措置であることも理解できる。

## 決断を迫られる憲法改正

自民党的憲法改正案では、第九条二項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」を「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と改め、さらに「わが国の平和と独立並びに國および国民の安全を守るために、内閣総理大臣を最高司令官とする防衛軍を保持する」と加え、国防軍の規定まで追加し、「集団的自衛権」も行使できることになる。

憲法改正は、国会の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議し、

国民投票で過半数の賛成を必要とする。